

「令和6年度 保育園のごあんない」 正誤表

16ページ ④保育料などを算定するための書類

(正)

令和6年4月～8月利用希望 (9月以降も利用を希望する方は右欄も併せて確認してください)	令和6年9月～令和7年2月利用希望
(ア) 令和5年1月2日以降に中央区に転入(海外からの転入は除く) 利用希望月の提出期限までに、令和5年度の区市町村民税課税自治体(令和5年1月1日現在の住所地)に区市町村民税の申告を行い、令和5年度課税(非課税)証明書をご提出ください。	(イ) 令和6年1月2日以降に中央区に転入(海外からの転入は除く) 利用希望月の提出期限までに、令和6年度の区市町村民税課税自治体(令和6年1月1日現在の住所地)に区市町村民税の申告を行い、令和6年度課税(非課税)証明書をご提出ください。
海外からの転入(海外在住含む)などにより日本で課税されていない方	
令和4年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与証明書などを添付してください。	令和5年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与証明書などを添付してください。
◎収入がない場合は「◆年間収入申告書」に「収入0円」と記入しご提出ください。	
生活保護を受けている方	
生活保護受給証明書	
上記に該当しない方(単身赴任などで現在も中央区に住民登録がない方)	
(ア)と(イ)と同様の手続きをしてください	

(誤)

令和6年4月～8月利用希望 (9月以降も利用を希望する方は右欄も併せて確認してください)	令和6年9月～令和7年2月利用希望
(ア) 令和5年1月2日以降に中央区に転入(海外からの転入は除く) 利用希望月の提出期限までに、令和5年度の区市町村民税課税自治体(令和5年1月1日現在の住所地)に区市町村民税の申告を行い、令和5年度課税(非課税)証明書をご提出ください。	(イ) 令和6年1月2日以降に中央区に転入(海外からの転入は除く) 利用希望月の提出期限までに、令和6年度の区市町村民税課税自治体(令和6年1月1日現在の住所地)に区市町村民税の申告を行い、令和6年度課税(非課税)証明書をご提出ください。
海外からの転入(海外在住含む)などにより日本で課税されていない方	
令和5年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与証明書などを添付してください。	令和6年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与証明書などを添付してください。
◎収入がない場合は「◆年間収入申告書」に「収入0円」と記入しご提出ください。	
生活保護を受けている方	
生活保護受給証明書	
上記に該当しない方(単身赴任などで現在も中央区に住民登録がない方)	
(ア)と(イ)と同様の手続きをしてください	